

消費生活相談

一人で悩まず
すぐ相談を



新聞購読契約の クーリング・ オフは書面で！

「数日前から突然、新聞が配達され始めた。2年前に訪問販売で新聞購読を勧誘されて契約したが、その数日後に電話で解約を申し出ている。解約の証拠になるものはないが、購読を断りたい」との相談がありました。相談者に詳細を確認した

ところ、「契約の数日後に電話で販売店に解約を申し出て了承された。景品として受け取った洗剤を担当者が回収に来たので、全部返したことは覚えている。契約書は不要と思い、捨ててしまった。今回、販売店に問い合わせたところ、2年前の契約書のコピーを見せられたということでした。当センターから新聞販売店に確認したところ、「申し出を受けて、再度調査した。当時の担当者が、販売店内でキャンセルの報告をしていなかったことがわかった。クーリング・オフの申し出があったことを認める」との回答があり、解約が了承されました。

ルは多く、その原因の一つとして、契約から数年後に配達が始まる場合が多いことが挙げられます。

また、事例のように、クーリング・オフを口頭で申し出て了承され、「書面は不要です」と言われることがあります。原則は書面での申し出です。控えとして書面のコピーをとり、5年間保存しておきましょう。

困った場合は、すぐに消費生活センターへご相談ください。

【問い合わせ】
消費生活センター… ☎24局
0077

新聞の訪問販売のトラブ

